

東京都障害者スポーツ振興事業実施細則

1. 目的

要綱の主旨である「東京都として育成すべき団体への助成」という考え方は今後とも基本とするが、これからの障害者スポーツの振興育成には、地域展開・支援が欠かせない要件であり、スポーツの自主的な活動を促し、新たな活動を奨励すべく、団体の地域性・構成要件の緩和をする。

2. 対象団体

(1) 助成を受けようとする年から5年以内のクラブを単位とした団体につき下記のとおり要綱第4の(1)アの要件を緩和する。

ア. 原則として都内に居住している者で構成され、構成員のうち障害者が10名以上とし、健常者と合わせて15名以上であること(同時に二つ以上の団体に所属する者については、いずれか一つの団体の構成員として計上すること)

(2) 東京都障害者スポーツセンターが市区町村等との共催事業で行う教室事業等を母体としてスタートする自主的な団体につき、下記の通り要綱第4の(1)ア、エの要件を緩和する。

ア. 原則として都内に居住している者で構成され、構成員のうち障害者が10名以上とし、健常者と合わせて15名以上であること(同時に二つ以上の団体に所属する者については、いずれか一つの団体の構成員として計上すること)

エ. 単一の区市町村に居住している者のみで構成されていても可とする。

(3) 助成開始から6年目以降の団体については、東京都障害者スポーツ振興事業実施要綱の対象団体の要件を満たす場合、助成限度額を5万円とし、下記を要綱第5助成期間の但し書きにおける「助成の必要が認められる場合」とする。

- ① 競技会、大会の開催における補助員料(審判員も含む)、会場使用料
- ② 研修会、講習会の開催における講師料、補助員料、会場使用料

※但し助成年数は通年で数えるものとする。